

市会議第5号

京都市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

京都市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成20年3月25日提出

提出者 市会運営委員会委員長 巻野 渡

京都市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
京都市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。
第6条第1項中「10,000円」を「5,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市報酬及び費用弁償条例第6条の規定は、この条例の施行の日以後の定例会等の出席に係る費用弁償について適用し、同日前の定例会等の出席に係る費用弁償については、なお従前の例による。

提案理由

市会議員が定例会等に出席したときの費用弁償の額を改定する必要があるので提案する。